

ふるさと魅力発見隊について

1 趣旨

農地やため池、用排水路、農道などの土地改良施設は、農業・農村が持つ国土の保全や水源の涵養など多面的機能の発揮に重要な役割を担っており、また、農業生産活動に欠かせないものである。

しかしながら、過疎化・高齢化等の進行に伴い、農地や土地改良施設の維持管理や保全に対する地域の共同活動の低下が懸念されている。

このため、農地や土地改良施設が持つ役割の重要性を深く県民に理解してもらうとともに、農地等の保全・利活用に対する主体的な住民活動を推進するため、県民等を対象として県内の土地改良施設等の見学や農業体験等を行う。

2 実施方法

県から市町村への委託により実施します。

(1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域の属する市町 ※日立市、古河市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、潮来市、常陸大宮市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、城里町、大子町、河内町、利根町

(2) 棚田地域(主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の面積の1/2以上を占める地域)

3 委託内容

(1) 交流活動

農地や土地改良施設を利活用し、農業体験活動・自然活動・伝統文化継承等を通じた都市住民等との交流活動など

(2) 保全活動

農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮させるために行う、施設の清掃や軽微な補修、農地周辺の草刈りなど

4 実施までの流れ(例)

4月 事前打ち合わせ	県(農村計画課、農林事務所)、市・町
事業内容検討	市・町
計画書提出	市・町→農林事務所→県(農村計画課)
委託契約締結	県(農村計画課)→市・町

(委託契約締結後)

5月 関係者打ち合わせ	県(農村計画課、農林事務所)、市・町
PR、参加者の募集	市・町

7月 事業実施	市・町、(県(農村計画課、農林事務所))
---------	----------------------

(事業終了後)

実績報告	市・町→農林事務所→県(農村計画課)
額の確定	県(農村計画課)→市・町

5 対象経費

- ①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等)
 ④役務費(通信運搬費、広告料等) ⑤委託費 ⑥使用料及び賃借料
 ⑦補償費(損害保険の加入等)

過去の実施例

【交流活動】



稲刈り体験



生き物調査



わら細工体験



地元農家さんとの昼食会

【保全活動】



川の清掃



環境保全についての講話